

公訴時効の停止と中断の再検討

——迅速な裁判の保障と公訴時効制度との関連について——

道 谷 卓

目 次

- 一 はじめに
- 二 歴史的概観
- 三 現行ドイツ刑法における公訴時効の停止と中断
- 四 我が国の公訴時効の中断と停止の規定の変遷
- 五 おわりに——迅速な裁判の保障と公訴時効制度の関連について——

一 はじめに

刑事手続の重要な制度の一つに公訴時効の制度がある。この公訴時効制度の中で、その時間の進行に関し何らかの影響を与えるものとして、「公訴時効の停止」、及び、「公訴時効の中断」といったような制度を取り出すことが出来る。一般に、「公訴時効の停止」とは、停止事由の発生により時効は停止するが、その事由がなくなつた時から残存期間が進行することを言い、「公訴時効の中断」とは、中断事由発生によってそれまで進行した時効期間が効力を失い、その事由がなくなればその時点から全時効期間があらためて進行し始めることを言う^①と説明されている。我が国の現行刑事訴訟法には、公訴時効の中断に関する規定は置かれておらず、公訴時効の停止に関する規定が、二五四条と二五五条に置かれている。ただ、一九二四年（大正一三）に制定された旧刑事訴訟法（大正刑事訴訟法）では、公訴時効に関し、停止の制度をとらず、中断の制度を採用しており、旧刑事訴訟法から現行刑事訴訟法へと改正された中において、公訴時効制度の骨格は現行法もほぼ旧法を受け継いでいたものの、中断を廃し、停止を採用した点が、時効制度についての主たる改正点ととらえることができる。

この中断から停止へと改正した主な理由は、中断はそれまで進行した時間を全て無にしてしまい、被告人にとってはあまりにも不利益であるということからだ^②と説明されている。しかし、中断の場合は中断した時点から新たな公訴時効が進行するため、公訴提起後も裁判所が中断を行うことを怠慢のためにしなかつた場合など、その間に公訴時効が完成するという可能性があつた。事実、こうしたことは第二次大戦後の現行刑事訴訟法が施行される前の旧刑事訴訟法が効力を有する時期に発生した、いわゆる桐生ロックアウト事件^③で起こつたのである。こうしてみると、中断よ

り停止の方が被告人にとって有利であるとは一概に言えないように思える。

そこで、本稿では公訴時効の停止と、現行法では採られていない中断について、両者の歴史的概観を考察した上でそれぞれを検討し、現行の停止制度がはたして公訴時効の存在意義を全うできているのか、すなわち公訴時効の停止が存在意義の自説である競合説と新訴訟法説を総合的にとらえる考え方¹⁾の趣旨を貫徹できているのかを明らかにしてみたいと思う。

さらに日本国憲法三七条一項は「迅速な裁判の保障」を規定しているが、この保障は被告人という不安定な地位から早く開放されるべきであるという被告人の利益のために存在していることとらえることができる。そうであるならば、適正な裁判を確保するのに必要な期間を越えて不当に遅延し、あまりにも長期化した裁判というものはこの憲法上の保障を侵害しているものと解さざるをえない。現に高田事件や八海事件ははじめ多くの事件で十年以上の長期裁判となっており、刑事訴訟法に法定された公訴時効期間をゆうに越えているものがほとんどである。こうした、訴訟が長期にわたって行なうことができるのも、公訴提起とともに、公訴時効が停止される（刑事訴訟法二五四条）に他ならないからであって、この「公訴時効の停止」という制度は「迅速な裁判の保障」という制度とも密接な関係に置かれていると言っても過言ではなからう。そこで、本稿においては、公訴時効の停止と迅速な裁判の保障について、その両者が両立しうるのかについても検討を加えてみたいと思う。

(1) 藤永幸治、河上和雄、中山善房編『大コンメンタール 刑事訴訟法 第四卷』一一二頁以下、第二五四条（公訴の提起と時効の停止）（吉田博視執筆）。高田卓爾編『基本法コンメンタール 第三版刑事訴訟法』二一五頁、第二五四条（森井

障執筆)など。

(2) 宮下明義『新刑事訴訟法逐条解説Ⅱ』一四六頁。

(3) 最判昭和三五年六月九日刑集一四卷七号九五三頁以下

(4) 道谷「公訴時効―歴史的考察を中心として―」(『関西大学法学論集』四三卷五号一五一頁以下)

二 歴史的概観

(一) 公訴時効制度はそもそもローマ法にさかのぼることができ⁽¹⁾、「公訴時効の中断」という制度が登場したのはフランス革命後の一八〇八年のナポレオン法典におけるフランス刑事訴訟法典(治罪法)⁽²⁾が初見である⁽³⁾。

まず、一八〇八年フランス刑事訴訟法典における公訴時効の中断規定について見てみよう。同法典は第七編第五章時効という中に、公訴時効と刑の時効を規定しており、六三七条、六三八条、六四〇条が公訴時効の規定である⁽⁴⁾。これら三ヶ条はそれぞれ、重罪、軽罪、違警罪に対応しており、各々の公訴時効期間が定められ、同時に中断についてもそれぞれの条文に規定がなされている。そこで、これらの条文を掲げてみることにする⁽⁴⁾。

「一八〇八年フランス刑事訴訟法典」

六三七条 死刑若しくは無期の施体刑にあたる重罪又は施体若しくは加辱の刑にあたるその他の重罪から生じた公

訴権及び私訴権は、重罪を犯した日から起算して満十年の期間内に何ら予審又は訴追の処分が行なわれなかつたときは、時効によって消滅する。

前項の期間内に予審又は訴追の処分が行なわれたがその判決がなかつたときは、公訴権及び私訴権は、

その予審又は訴追の含まれなかった者に対しても、その最後の処分時から起算して満十年を経たのであれば、時効によって消滅することはない。

六三八条 軽罪の刑にあたる犯罪については、前条に定める二つの場合において、同条に定める区別に従い、時効の期間を満三年に短縮する。

六四〇条 違警罪についての公訴権及び私訴権は、その罪を犯した日から起算して満一年の期間内に刑の言渡がなかったときは、調書、受理、審理又は訴追があったときであっても、時効によって消滅する。控訴によって不服を申し立てることができる性質の第一審の終局判決があったときは、公訴権及び私訴権は、控訴の提起〔の送達〕の日から起算して満一年で時効によって消滅する。

六三七条 一項では重罪の公訴時効期間を一〇年と定め、この期間内に「予審」または「訴追の処分」がなされなければ公訴権と私訴権は消滅すると規定されている。この条文には「中断（フランス語の原語では“interruption”）」という文言自体は出てこないが、「予審及び訴追の処分が行なわれなかったとき、時効によって消滅する」という規定の仕方が、裏返せば、予審及び訴追の処分があれば時効によって消滅しないということになり、このことをもって公訴時効の中断ととらえているものと考えられる。軽罪については六三八条で時効期間は三年ながらも、中断については重罪の六三七条と同旨の規定が置かれている。しかし、違警罪は六四〇条で時効期間が一年であるものの、刑の言渡しはその期間内になされなければ調書、受理、審理、訴追があっても公訴権と私訴権は消滅すると規定され、これは中断を認めない趣旨ととらえることができよう。結局、一八〇八年フランス刑事訴訟法典では、重罪と軽罪につき公訴時効の中断を認めたことになり、その中断事由も「予審」と「訴追の処分」という二つの事由に限られるこ

とが明言されているのである。

この一八〇八年フランス刑事訴訟法典における公訴時効制度は、近代的公訴時効制度の規定の先駆けをなすものであると評価できるが、その萌芽はフランス革命以前からあらわれていたように思われる。すなわち、フランスの近世初頭には、ローマ法における公訴時効制度が全く異なった方式つまり、全犯罪に公訴時効が適用され、公訴時効の条件は単なる時の経過だけで十分で、しかも刑の時効も存在する形で形成されており、こうしたローマ法とは異なった公訴時効制度は一八〇八年フランス刑事訴訟法典に全て取り入れられたからだ。しかし、ローマ法と異なった形で形成されてきた近世初頭のフランスにおける公訴時効制度ではまだ、時効の中断という制度は現われていなかった。それが、フランス革命後の一八〇八年フランス刑事訴訟法典で突如出現したのはなぜだろうか。公訴時効は多かれ少なかれ、犯罪を犯したのものにとっては有利な制度に違いない。ただ、時効完成直前に犯人が発見され、身柄拘束がなされ、公判の場に立たされた時に、公訴時効の時間が流れが止まらなすとすれば、訴訟が終結する前に公訴時効が完成してしまい、訴訟そのものが無意味になってしまうおそれがある。公訴時効を積極的に受け入れる立場では、それほど問題ではないが、公訴時効を批判する立場からはそうしたことがかっこうの批判材料となり、公訴時効制度の存在そのものを抹殺する方向に進みかねないように思う。事実、その後のフランスでは、刑事訴訟法に公訴時効制度を規定しているものの、判例は時効制度を受け入れるというより忍受しているくらいが強く、時効の起算点を遅らせた^⑤り、中断事由を広く解したりしてなるだけ時効にかからせないようにしてきているのである。そこで、公訴時効制度に批判する立場を納得させる意味から、いったん公訴時効期間の時の流れをストップさせてしまう中断という制度をここで取り入れたのではないだろうか。

(二) 一八〇八年フランス刑事訴訟法典に規定された公訴時効制度は、その後ドイツにおいてある時は拒まれ、ある時は受け入れられながら、一八七一年のライヒ刑法典でドイツ独自の公訴時効制度を作り上げていったが、このライヒ刑法典の中には一八〇一年フランス刑事訴訟法典で出現した「公訴時効の中断 (Unterbrechung)」の規定が盛込まれており、また、同時にフランスには明文規定のなかった「公訴時効の停止 (Ruhem)」の制度も盛込まれたのであった。ライヒ刑法典は公訴時効の規定を刑の時効の規定と共に、第一編第四章刑を阻却又は軽減する事由の中に置き、六六条以下に時効の規定を置いている。そこで、このライヒ刑法典の公訴時効の中断と停止に関する規定を見つめてみることにしよう。

「一八七一年ライヒ刑法典」

六十八条 (時効の中断)

犯罪の行はれたるの故を以て犯人に対して為す裁判官の一切の行為は時効を中断す。

中断は前項の行為の關係する人物に關してのみ行はるるものとする。

新しき時効は中断後更に其の進行を開始す。

六十九条 (時効の停止)

法律の規定に基きて刑事訴追を開始することを得ず、又は之を続行することを得ざる期間中は時効は進行を停止す。刑事訴追手続の開始又は続行が、他の手続に於て裁判を行ふことを必要とする先決問題に繋るときは、時効は此の手続の終結するまで進行を停止す。

刑事訴追が告訴又は刑法に依る授權を必要とするときは、時効の進行は告訴又は授權の欠缺に依つて其

の効力を妨ぐることなし。

一八〇八年フランス刑事訴訟法典と違い、ライヒ刑法典では公訴時効の「中断」という文言を明確に規定したわけだが、それにおける中断事由は六八条一項にあるように「犯人に対して為す裁判官の一切の行為」、つまり犯人に対して向けられた裁判官の全ての行為のことである。ここでいう裁判官とは刑事裁判官をさし、民事裁判官のなした行為では中断せず、ましてや、検察官や警察官の行為によっても中断はしないのである。⁸⁾ただ、警察がなした刑罰処分や行政官庁が行った刑罰裁決については公訴時効中断の効果を付与している。⁹⁾また、一定の犯罪の犯人だということ、それに対して行った刑事裁判官の処分は公訴時効を中断させるが、犯人らしいという痕跡があることではじめて開始される準備手続、例えば犯人らしき者を証人として呼び出す行為などは公訴時効を中断させることはないのである。¹⁰⁾

公訴時効の中断は、裁判官の行為に関係している犯人に対してのみ効果を有することが六八条二項に規定されている。このことから、中断の効果は共犯者には生じないということになり、一身専属的な効果であると考えることが出来るのである。¹¹⁾

中断は、それまで進行してきた公訴時効期間の時間を全くご破算にしてしまうという効果をもたらすが、そのことが六八条三項に規定され、中断の時点からまた新たな公訴時効期間がスタートするのである。ただこの中断を何度も繰り返すことになれば、実質的には公訴時効が完成するということは不可能になってしまい、公訴時効制度そのものを埋没させてしまうということになりかねない。しかも、中断事由は「犯人に対して為す裁判官の一切の行為」と非常に広範囲の事由ととらえることができ、裁判官が恣意的にその事由を持ち出して、何度も中断するというようなこ

とを行う可能性も考えられるのである。ただ、ライヒ刑法定制当時は、そのようなことを予想していたとは思われないし、実際、こうした中断の繰り返しということが問題化するのはライヒ刑法定制されてからしばらくしてからのことであつた。

一方、ライヒ刑法定制は、一八〇八年フランス刑事訴訟法典にはなかつた公訴時効の「停止」という制度を規定してゐた。ライヒ刑法定制六九条一項によれば、公訴時効は法律の規定にもとづき公訴を開始できないかあるいは続行できない場合に停止するとされており、このような法律の規定に基づいて公訴開始のできない代表例として帝國議會議員の不逮捕特権規定をあげることができよう。すなわち、ビスマルク憲法（一八七一年）三一条二項の「帝國議會議員に対する刑事手続き、および未決勾留または民事拘禁は、いかなるものであつても、会期中、帝國議會の要求があれば、これを停止するものとする。」という規定がそれである。結局、帝國議會議員の訴追行為については議會の要求があれば、会期中はこれを開始できず、公訴時効はその時点から停止することになるのである。ただ、ライヒスゲリヒトの判例では会期前からすでに議員に対して訴追行為がなされていれば公訴時効は停止しないとされている。¹³⁾

このような公訴時効の停止は、中断とは対照的に、裁判官の行為によつてではなく、法律上の規定によつて生ずるのである。そして、停止の場合にはそれまでに経過した時効期間が喪失するのではなく、時効期間の開始が延期されるか、すでに開始している時効期間をさらに前に進めることを阻止するかということであり、阻止理由がなくなれば時効はそれまで経過した期間を算入して続行するのである。¹⁴⁾

こうして、ライヒ刑法定制は公訴時効の中断と停止という二つの形態を採用したわけであるが、これにはなにか理由が存在するのだろうか。その理由は今のところ詳らかではないが、次のようなことは指摘することができよう。中断

事由と停止事由の根本的な違いは、前者は「裁判官の行為」という非常に範囲の広がる、しかも恣意的にも持ち出せる事由であるのに対し、後者は「法律の規定にもとづく」という範囲の限られた、恣意的には如何ともしがたい法定の事由という点にある。法定の事由があれば公訴時効は停止し、なくなれば時効期間が進行を再開するのだが、このことにそれほど意義が見い出せるのだろうか。というのも、先ほど例であげた、議員が議事会期中は訴追されないことから、公訴時効は停止するという場合に、犯罪行為を行った議員は確かに会期中は時効は停止し時間の進行はストップするが、そのような場合停止事由がなくなれば、犯人たる議員に対して裁判官は一定の行為を為すであろうし、これによって結局は時効は中断することになり、先に停止を行った意味はほとんどなくなってしまふと言わざるを得ない。結局のところ、公訴時効に停止の規定を置いたのは、先に、停止するための「法律の規定」を刑法典以外に置いてしまったために、つじつまあわせのような形で後になって公訴時効に停止規定を作ったとも考えられよう。従って、公訴時効が停止しても、その後中断がまっていれば、停止と中断の問題点は最終的には、中断の問題点に帰着してしまうことになるように思える。事実、この後の刑法改正をめぐる動きの中で、公訴時効規定で問題となったのは中断を何度も繰り返すことにより時効にかからなくなってしまうということであり、この点をいかに克服していくかというのがこの次の課題となったのである。

(三) ライヒ刑法典は施行後十年で改正の動きがみられるようになり、公訴時効の規定も同様、改正の槍玉にあがったのである。一九〇九年から一九三〇にかけて六つの刑法草案が出され、とりわけ、公訴時効の中断に関する規定の改正がなされようとしたのであった。一九〇九年草案は公訴時効の中断に関して、ライヒ刑法典と同様の規定を置いているが、一九一三年草案になると公訴時効の中断の規定を、時効期間を延長することによって補充する、いわゆる

「公訴時効の延長 (Verlängerung)」という制度が提案されたのである。その後、こうした「延長」規定は一九一九年草案、一九二五年草案、一九二七年草案と同様に提案されていくことになった。しかし、一九三〇年草案だけは、帝国議会の委員会においてこの延長規定を削除することにしてしまったのである。⁽¹⁶⁾

さて、これらの草案のうち、一九二五年草案はワイマール共和国として出発後の政府が草案とともに理由書を付して帝国参議院に送ったという経緯があり、政府が責任をもって出した提案ととらえることができる。そこでまず、この草案の延長と停止の規定⁽¹⁷⁾を掲げておくことにする。

「一九二五年草案」

八十条 (停止)

法律上の規定に基づき訴追を開始することを得ず若しくは訴追を継続することを得ざる間は時効はその進行を停止する。犯罪が、請求があったとき又は同意が必要であるときに限り訴追される場合には、請求の提出がなく又は同意が与えられないという事実によって時効の進行は妨げられることはない。

その他、時効は犯人に対して刑事訴訟手続の裁判所に継続する間はその進行を停止する。ただし、時効が右の原因に基づいてその進行を停止するのは二年以下の期間に限られ、判決に対する不服申立の結果として事件が上級裁判所に到達した場合には三年以下の期間とする。

八十一条 (延長)

裁判所は事件の特別な事実上必要と認められる場合には、検事局の申立に基づいて時効期間を延長することができる。

時効期間は数回延長された場合であってもその期間の半分までしか延長することはできない。

本条の決定はその中に表示した者に対してのみ効力を有する。

ところでこの一九二五年草案の理由書のなかに「公訴時効の延長」規定を置いた理由が述べられている。⁽¹⁸⁾ すなわち、そこには、いったん公訴時効が中断してしまえば、中断に至るまでの間に経過した期間は全く不問に付されることになり、中断時より新たな時効期間の進行が開始することから、何度も中断を繰り返せば公訴時効は永遠に完成することはないということになってしまう。しかも、ライヒ刑法典にある中断事由である「裁判官の行為」は、中断を企図してなした行為だけでなく、中断することが實際上適当でない行為や中断を意図していない行為にまで、中断の効果が及ぶことになり、結局のところ、中断によって公訴時効の特典を剥脱され、公訴時効という制度は事実上必要なくなってしまうということを指摘しているのである。こうしたことから、草案は公訴時効の中断が生ずる弊害を避けるために、「公訴時効の延長」という制度をあらたに規定したのである。つまり、ライヒ刑法典の「裁判官の行為」で公訴時効が中断していたという規定をやめ、この草案では八一条にあるように裁判所が検事局の申請により時効期間を延長できるものとし、その延長も回数には制限のないものの、期間は無制限ではなく、何度延長しようとも法定の公訴時効期間の半分までしか認められないというようにしたのである。これによって、現行のライヒ刑法典の中断を繰り返すことにより永久に公訴時効にかからないということの弊害を回避しようとしたのである。

ただ、この延長という制度は永久的に公訴時効にかからないという中断の弊害は除去できるものの、その事由が「特別な事由」という包括的なことしか法定されておらず、裁判官の恣意的な判断で決められる可能性があり、少なくとも法定の公訴時効期間の半分までは自由に延長が行われる危険性が残されているということも考えられるのであ

る。

次に「公訴時効の停止」について、各草案はライヒ刑法典六九条一項前段及び二項の停止の規定を変更せずに繰り返しているものの、同条一項後段については前段の原則から導くことができるため、あえて明文化する必要もないという判断から、各草案では削除されるに至った¹⁹⁾。ただ、停止に関する規定で、中断を延長に代えた一九一三年草案あたりから、ライヒ刑法典にはない刑事訴訟手続進行中は時効は停止し、その停止期間の上限を定めるという規定を置くようになった。つまり、刑事訴訟手続が裁判所に継続している間は公訴時効の進行は停止されるものの、もし手続きが終結しない場合であっても各草案規定の年限を経過すれば停止は終了し、時効が進行を再開し始めるというのである。こうした規定を草案が設けた理由として、一九二五年草案の理由書には、ライヒ刑法典は刑事訴訟手続が裁判所に継続しているという事実について何ら公訴時効の進行には影響を与えないため、裁判所が判決をなそうとしつつある間に公訴時効が完成してしまうという可能性もありこれはあまりにも不合理である。そして、この草案では中断から延長という制度に切り換えたため、ライヒ刑法典が予審行為による公訴時効の中断を認めていたことで、時効の時間の進行をストップできたということはこの草案では不可能になり、延長規定を導入した結果として、停止の規定の中に訴訟手続継続中の公訴時効の停止の規定を新たに置いたと説明している²⁰⁾。

この訴訟手続継続中の公訴時効の停止規定の新設は、訴訟継続中に時効が完成してしまい刑罰が科せられないという不合理を回避するという国家の刑罰権の尊重のために設けられた規定と解することができるが、一方でその停止期間を一定の年限に限定しており一例えば一九二五年草案は二年間（上級裁判所に継続した場合は三年）というように²¹⁾、中断を繰り返すことにより公訴時効制度の趣旨を埋没してしまうという草案の考え方が停止の部分についても生かさ

説
 されたものと思われる。すなわち、訴訟手続継続中は公訴時効が停止するのであれば、訴訟が継続するかぎり公訴時効は完成し得ないことになってしまい、それこそ公訴時効制度の趣旨を失わしめることになるからである。この停止期間に期限を設けるという制度は、現在のわが国の現行刑事訴訟法の公訴時効の停止制度を考察する上では大いに参考にすべき所があるように思える。というのも、現在のわが国では長期化した刑事裁判も数多く存在し、わが国の憲法三七条一項が迅速な裁判を保障している点に鑑みれば、公訴時効の停止制度に一定の期限を設けるというドイツ刑法草案の規定は再検討すべきであろう。

さて、こうした一九〇九年から一九三〇年にかけて出された六つの刑法草案も結局は施行されることなく、また、続くナチの政権下でも公訴時効制度の変革を行おうとしたがこれも実現せず、第二次大戦終了まではライヒ刑法典の公訴時効規定が生き続けていたのである。そして、公訴時効の中断、停止という制度も結局はもとの規定が適用されていたことになるのである。しかし、こと中断については草案時代にだされた延長制度が施行されはしなかったものの、第二次大戦後の刑法改正作業の中で活かされて行くようになるのであった。

(1) 公訴時効制度の歴史的考察については、前掲拙稿「公訴時効—歴史的考察を中心として—」(『関西大学法学論集』四三卷五号七二頁以下)を参照。

(2) G. ステファニ、G. ルヴァースル、B. ブールック『フランス刑事法〔刑事訴訟法〕』(澤登佳人、澤登俊雄、新倉修訳)一一一—一二二頁。

(3) 一八〇八年フランス刑事訴訟法典の公訴時効規定の条文は、法務資料三五八号、吉川経夫訳『フランス刑事訴訟法典』一九六頁以下によった。

- (4) 前掲法務資料三五八号一九七頁、一九八頁。
- (5) Max Lorenz, Die Verjährung in der deutschen Strafgesetzgebung, 1955, S. 4.
- (6) 前掲『フランス刑事法(刑事訴訟法)』一〇八頁。
- (7) 司法資料一九一号、篠塚春世訳『一九三〇年独逸刑法草案並に現行独逸刑法典』一九二—一九三頁。
- (8) Lorenz, a.a.O.S. 9.
- (9) v. Liszt, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 1903, S. 296.
- (10) v. Liszt, a.a.O.S. 297.
- (11) Lorenz, a.a.O.S. 10.
- (12) 高田敏、初宿正典編訳『ドイツ憲法集』九二頁。
- (13) RGSt. 27, 385.
- (14) Lorenz, a.a.O.S. 11.
- (15) 以下の各草案の正式名称を掲げておく。一九〇九年ドイツ刑法予備草案 (Vorentwurf zu einem Deutschen Strafgesetzbuch, 1909. なお、以下では一九〇九年草案と略す)。一九一三年委員会草案 (Kommissionensentwurf, 1913. なお、以下では一九一三年草案と略す)。一九一九年草案 (Entwurf von 1919.)。一九二五年一般ドイツ刑法草案 (Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuchs, 1925. なお、以下では一九二五年草案と略す)。一九二七年一般ドイツ刑法草案 (Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuchs, 1927. なお、以下では一九二七年草案と略す)。一九三〇年一般ドイツ刑法草案 (Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuchs, 1930. なお、以下では一九三〇年草案と略す)。
- (16) Lorenz, a.a.O.S. 28. Materialien zur Strafrechtsreform, 5. Band, Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuchs, 1930. S. 9.
- (17) Materialien zur Strafrechtsreform, 3. Band, Amtlicher Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuchs nebst Begründung, 1925, S. 11.
- (18) Materialien zur Strafrechtsreform, 3. Band, a.a.O.S. 56. なお、一九二七年草案の理由書にも同旨のことが書か

説

2146 (Materialien zur Strafrechtsreform, 4. Band, Entwurf eines Allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuchs 1927 mit Begründung und 2 Anlagen, S. 59f.)^o

(19) 例えは、一九二五年草案八〇条、一九二七年草案八二条、一九三〇年草案八一一条。

(20) Materialien zur Strafrechtsreform, 3. Band, a. a. O. S. 57f.

(21) なお、一九二七年草案も一九二五年草案と同じ期間を規定しているが、一九三〇年草案については、一審は同じだが上

級裁判所に継続した場合には四年になつてゐる (Materialien zur Strafrechtsreform, 3. Band, a. a. O. S. 12.

Materialien zur Strafrechtsreform, 4. Band, a. a. O. S. 10. Materialien zur Strafrechtsreform, 5. Band, a. a.

O. S. 9.)^o

論

三 現行ドイツ刑法における公訴時効の停止と中断

(一) ライヒ刑法典にある公訴時効の中断と停止の規定は前述の草案などで改正の方向へ向かおうとしたものの、結局は改正されず、第二次世界大戦終結に至るまで、もとの規定が適用されていたことになる。戦後の一九四九年、ドイツは東西に分裂し、それぞれの道を歩んでいくことになるが、分裂前のドイツの法体系を継承し、それを改正しようとしていくのは、主として西ドイツであり、ここでは西ドイツにおける戦後の公訴時効制度の中断と停止の規定の変遷を概観し、現行刑法典のそれらの規定について述べてみることにする。

戦後の西ドイツの刑法典の改正作業が進む一方で、刑法典とは別に公訴時効の停止に関して大きな変革が起きたのである。つまり、戦後二十年が経過しようとする頃、ナチスの行った民族謀殺の罪が、公訴時効にかかってしまうという問題が発生した。ナチ時代の反省から、西ドイツはこうした犯罪の公訴時効完成を阻止するため、すなわち、当

該犯罪の公訴を可能にしておくため、特別法を制定したのである。それが、一九六五年四月一三日制定の「刑法の時効期間の計算に関する法律」^①で、それによれば、同法一条一項で無期の重懲役の科されている重罪について（ナチの民族謀殺の罪がこれにあたる）の公訴時効は一九四五年五月八日（ドイツ無条件降伏の日）から一九四九年十二月三十一日までの期間停止すると規定されていた。この特別法による時効期間の停止で約四年間、ナチの民族謀殺の罪は公訴時効の完成が延びることになったのである。^②

こうした特別法の停止は別として、ライヒ刑法典の停止と中断についての規定は現行法の規定になるまでどのようなプロセスを経てきたのであろうか。戦後西ドイツにおける刑法典の全面改正事業は一九五三年から始まり、戦前の一連の諸草案を参考にしたりして、さまざまな審議を経た結果、「一九五六年刑法総則草案」^③が理由書とともに公にされたのである。^④この草案は戦後の改正作業の中ではじめて出された本格的な草案で、その後の改正作業にも影響を与えていった、そこで、この草案における公訴時効の停止と中断についての規定を見ておくことにしよう。^⑤

「一九五六年刑法総則草案」

一三五条（中断）

① 訴追時効は次の事項によって中断する。

予審の開始、

公判手続の開始、

簡易公判手続における主たる審理の期日指定、

各判決またはこれと同等な裁判、および、

勾留審査手続における勾留命令および裁判。

- ② 各中断の後に、時効は、新たに開始する。ただし、訴追は、おそくとも、第一三四条に記載された時点以後法定の時効期間の二倍が経過したときに、その時効を完成する。

一三六条（停止）

- ① 時効は、法規により訴追が開始され得ずまたは続行され得ない期間中、停止する。所為が、訴追に必要な告訴、授權または刑の請求が存在しないことによつてのみ訴追し得ないときは、以上と異なる。

- ② 時効は、さらに、行為者が本法の効力範囲外において官庁により監置されていた期間中、停止する。ただし、法定の時効期間の半ばを越えないものとする。

一三七条（延期）

- ① 裁判所は、時効期間を、その満了前に、検察官の請求により、一回限りその半ばを延期することができる。ただし、行為者の引渡または送致が達成され得なかつた領域にその者が滞在していた場合に限る。

- ② この決定は、所為に加功したすべての者に対して効力を有する。

さて、戦前の諸草案は、ライヒ刑法典規定の中断規定を改め、これに代わるものとして時効の延長という制度と、さらに訴訟継続期間の時効停止を導入しようとしたのであった（ただし、一九三〇年草案は延長規定を削除）。こうした草案の中断を改めるといふ姿勢は、前にも述べた通り、「裁判官の行為」があった場合、時効完成の延期が必要でもなく、意図されてもいない時にまでも中断が生じてしまい、しかもしばしば随意に中断されるという不都合な点があり、中断の存在することが公訴時効制度の根本思想と矛盾してしまうということから出てきたものである。こう

した中断に対する疑問は、適切であると、一九五六年草案の理由書は述べているもの^⑥、一九五六年草案では中断の規定を廃止しなかった。廃止しなかった理由を、理由書は次のように述べている。すなわち、訴訟継続期間中は時効が停止するという規定は、それだけで公訴時効の場合に中断が充足する実務上の必要性を満足できるかは疑問であり、また、時効の延長について、特別な事情により必要なときは延長できるという点も、公訴時効の完成には単なる時の経過だけで十分であるという時効の根本思想と矛盾すると説明しているのである^⑦。そこでこの一九五六年草案では、ライヒ刑法典の中断事由である「裁判官の一切の行為」を具体的に列挙することによって、ライヒ刑法典の中断規定の欠陥を除去しようとしたというのである^⑧。

さらに、一九五六年草案一三五条二項後段でライヒ刑法典の中断規定にはない、中断の最高期間を法定し、法定の公訴時効期間の二倍が過ぎれば、たとえ中断事由があった場合でも、時効にかかることを規定している。これは、中断を繰り返すことによって永遠に公訴時効は完成しないという弊害をなくすためのものととらえることができよう。

公訴時効の停止に関して、一九五六年草案一三六条一項はライヒ刑法典六九条一項前段と二項の規定と一致するものの、同一項後段については戦前の各草案が削除したのと同様の理由で、一九五六年草案も削除した。一九五六年草案一三六条二項はライヒ刑法典にない規定で、スイス刑法典にならって置いたもので、同項規定のような場合は中断事由にもあらず、実務上の必要性から新設したと説明されているのである^⑨。なお、一九五六年草案は原則として、戦前の諸草案の中断に代わる延長規定を取り入れなかったものの、特別な場合にのみ一三七条で時効期間の延長の道を開いた。

(二) 一九五六年草案以後、西ドイツでは一九六二年刑法草案、それに対する一九六六年刑法総則代案が出され、

これらをもとにして、第一次刑法改正法案と第二次刑法改正法案が完成し、これらが連邦議会と連邦参議院で可決され、一九六九年に第一次刑法改正法と第二次刑法改正法が成立したのであった。第一次刑法改正法は一九七〇年に施行され、第二次刑法改正法は一九七四年に施行されるに至った。¹⁰⁾このうち第二次刑法改正法は総則規定の全面的改正であり、公訴時効に関する規定もライヒ刑法典における構成と異なり、第五編時効（七八条～七九条b）という中に規定されることになった。この一九七四年施行の第二次刑法改正法における公訴時効の規定が、その後若干の改正は伴うものの、現行法の時効規定の基礎となすものであるので、この規定の停止と中断に関する規定をここで見ることにする。¹¹⁾

「一九七四年施行の第二次刑法改正法Ⅱ現行の公訴時効の停止と中断規定」

七八条b（時効の停止）

- ① 時効は、法律上、訴追を開始することができないか、又は続行することができない限り、停止する。行為が、告訴、授權、又は刑の請求が欠けることを理由としてこれを訴追しえないときは、この限りでない。
- ② 犯人が連邦議会又は州の立法機関の構成員であるということが訴追の支障となるときは、時効は、以下の各号に規定された日の経過をもってはじめて停止を開始する。
 1. 検察庁又は警察官署若しくは警察官が行為及び犯人の何人であるかを知った日、又は、
 2. 犯人に対する告発がなされた日（刑事訴訟法第一五八条）
- ③ 時効期間の経過前に第一審の判決が下されたときは、時効期間は、手続きが確定力をもって終了する時点以前には進行しない。

七八条c (時効の中断)

① 以下の各号により、時効は中断する。

1. 被疑者の最初の取調べ、その者に対して捜査手続が開始されたことの告知又は取調べ又は告知の命令
2. あらゆる裁判官による被告人の取調べ又はその命令
3. 前以って被疑者が取り調べられ、又はその者に捜査手続の開始が告知されたとき、裁判官又は検察官により鑑定人の依頼があったすべての場合
4. 裁判官の押収命令又は搜索命令及びこれらを維持する裁判官の裁判
5. 勾留命令、収容命令、拘引命令及びこれらを維持する裁判官の裁判
6. 公訴の提起又は、保安手続若しくは独立の手続における公訴に相当する請求の申立
7. 公判の開始
8. 公判のあらゆる決定
9. 略式命令又はその他の判決に相当する裁判
10. 被告人の不在を理由とする手続の裁判所による仮中止、並びに、手続のこのような中止の後又は不在者に対する手続において、被告人の所在の究明又は証拠の保全のために行われる裁判官又は検察官の命令
11. 被告人の公判無能力を理由とする手続の裁判所による仮中止、並びに、手続のこのような中止の後、被告人の公判能力の審査のために行われる裁判官又は検察官の命令、又は、
12. 外国における審問を行う裁判官すべての依託

② 時効は、文書による命令又は判決の場合に、署名された時点において中断する。文書が署名後直ちに事務手続に到達しないときは、実際事務手続にのった時点を基準とする。

③ 時効は、中断の後、新たに開始する。ただし、訴追は遅くとも、第七八条 a に規定された時点から法定の時効期間の二倍をすぎ、かつ時効期間が特別法により三年よりも短期であるときは、少なくとも三年を経過したときに時効にかかる。第七八条 b は、そのままとする。

④ 中断は、行為がその者に関係する者に対してのみ効果をもつ。

⑤ 行為の終了の後に効力をもっていた法律が判決に先立って変更され、それによって時効期間が短縮されたときは、新法の発効以前になされた中断行為は、たとえ中断の時点において訴追が新法によってもすでに時効にかかった場合であっても、なお、効力をもつ。

一九七四年施行の第二次刑法改正法そのものは、その後何度かの改正がなされたものの、公訴時効の中断と停止に関する規定は、一九九〇年の東西ドイツ統一後も、第二次刑法改正法で成立した規定がそのまま引き継がれており、上述の七八条 b と七八条 c の規定が現行法そのものとして効力を有していることになる。

まず、七八条 b の停止に関する規定であるが、戦前の諸草案で置いていた訴訟継続期間中の公訴時効の停止は一九五六年草案同様に規定されていない。これは、現行法が中断事由を細かく法定することにより、訴訟継続期間中に公訴時効が完成しないようにしたため、あえて訴訟継続期間中の停止を法定するまでもないと考えたからであると解される。例えば、七八条 c 一項規定の中断事由のなかに七号の「公判の開始」や八号の「公判のあらゆる決定」が法定され、公判が開始した時点でまず公訴時効は中断し（七八条 c 一項七号）、公判開始後も公判のあらゆる決定で中断

がなされることになる(七八条c一項八号)。この「公判のあらゆる決定」とは、SUPPO(刑事訴訟法)二二三条(期日指定)、二二二条a(公判手続)、二二八条(延期及び中断)、二六五条(法の見解の変更に伴う延期)、二二九条(中断の最長期間)などを言い、これらの決定がなされれば訴訟継続期間中はわざわざ公訴時効を停止しなくとも時効が完成することは起り得ないのである。

そして、七八条b一項の規定についてはライヒ刑典以来、戦前の諸草案として一九五六年草案でも継承されてきた規定を踏襲した形となっている。続く二項については、基本法四六条二項が連邦議会の議員は連邦議会の同意なければ犯罪に対する責任を問われないことを明言していることから、こうした者の公訴を確保しておくために新たに置いた規定であると考えられる。三項は第一審判決によって公訴時効は停止することを意味しており、これは上訴審で中断事由に該当する行為を裁判所が行わない場合に、被告人が公訴時効完成をねらって手続を引き延ばすことを防止することから規定されたものである¹³⁾。ただこの三項については、確定判決が出されるまでは停止する趣旨であるので、事実上上訴審の期間中は公訴時効は永久に停止したままになってしまう。中断でさえその上限期間を設けていることからすると、この三項の規定を置くからには、戦前の諸草案に見られる訴訟継続期間中の停止の期間を法定する規定をここでも取り入れる必要があったのではないかと思われる。そうでなければ、公訴時効制度の趣旨を失わしめかねないことになるからである。

次に、中断に関しては、その事由を細かく法定している。これは、一九五六年草案が五項目の中断事由しか置いていなかったことからすると非常に細かな規定の仕方であるということが特徴づけられよう。ただ、この二二項目の中断事由も被告人の取調べの開始から(七八条c一項一号)始まり、公判の開始(同七号)や公判のあらゆる決定(同

八号)など、一連の刑事手続の流れの中の所要所で中断が起こることになっており、いったん被疑者がこうした刑事手続に乗ってしまうと、事実上それは公訴時効が停止されたこととあまり変わらないようになってしまふのである。そのため、刑事手続の中で中断事由が何度も何度も繰り返されることから、そのままでは永久に公訴時効は完成しないという事態が生ずることになり、公訴時効制度の存在意義を没却しかねないことになる。そこで、現行法は七八条c三項で、中断期限の上限を規定しているのである。この規定は、戦前の諸草案に現われた時効の延長制度の新設趣旨である中断を繰り返すことよって公訴時効にかからないという弊害を回避しようという点に依拠しているものと思われる。そして、時効の延長制度だけでは問題点があると指摘してそれをより良い方向性へと進めるために延長制度をやめて中断期限の上限を定めることにした一九五六年草案の規定をそのまま現行法は受け入れることにしたのである。これによって、中断はその事由があれば何度でも起こるが、公訴時効が最初に進行した時点から法定の期間の二倍を過ぎてしまえば、その間に何度中断が起ころうとも公訴時効は完成することになる。こうした七八条c三項の存在で中断により永久に公訴時効は完成しないという弊害は確かに回避されるであろう。

(三) ライヒ刑法典から現行法に至るまでの公訴時効の停止と中断についての規定に関する変遷をその改正草案とともに眺めてみると、一貫しているのは中断が起こることによって、公訴時効の完成が永遠に起こることがなくなってしまうというまさに公訴時効制度の趣旨を失わしめる点をいかに克服しようかという歴史にほかならない。そして、現行法は中断と停止について、それまで諸草案で議論されてきた点を十分に吟味した上で最良の結論を出し、その規定を生み出したものと評価してよいであろう。

ただ、一方で、現行法はナチによる民族謀殺の罪と謀殺罪は永久に公訴時効にかからない旨を法定している(七八

条二項)。このことは、中断と停止によって公訴時効が完成しないことを長い年月をかけて克服してきた歴史の流れと真つ向から対立するように思えてならない。この点につき、諸草案の理由書で、中断を繰り返すことにより公訴時効の完成が永久に起こらないことが、公訴時効制度の根本精神と矛盾することを何度も繰り返してきたことを尊重して、現行法の中断と停止規定が生み出されたのである以上、この根底を貫く考え、すなわち、公訴時効に永遠からならないことは公訴時効制度の根本精神を没却するという考えは、公訴時効制度全体に及ぶものと解するのが相当である。そうであるならば、ナチによる民族謀殺の罪と謀殺罪は永久に公訴時効にかからない旨の規定を現行法に組み込んだことはこの根本精神に反することになり、大きな問題があると言わざるを得ない。

- (1) Gesetz über die Berechnung strafrechtlicher Verjährungsfristen BGBI. I. S. 315.
- (2) Jescheck, Lehrbuch des Strafrechts Allgemeiner Teil 2. Aufl., 1972, S. 670. たゞその後、民族謀殺の罪については、一九六九年八月四日の第九次刑法一部改正法で公訴時効にかからないという規定を新設し、さらに、一九七九年七月一六日の第六次刑法一部改正法律において、民族謀殺の罪に加えて謀殺罪についても公訴時効にかからないことを新たに規定したのである (Jescheck, Lehrbuch des Strafrechts Allgemeiner Teil 4. Aufl., 1988, S. 813.)。
- (3) 正式には『刑法大委員会第一読会の決議による刑法総則草案』(Entwurf des Allgemeinen Teils eines Strafgesetzbuchs nach den Beschlüssen der Großen Strafrechtskommission in erster Lesung.)。以下、本稿では一九五六年草案と略す。
- (4) 法務資料四二四号、『ドイツ刑法典(一九七五年)総則部分改定』一八〇一九頁。
- (5) 齊藤金作訳「一九五六年ドイツ刑法総則草案」(『早稲田大学比較法研究所紀要第三号』一九五八年、六八頁以下)を参照。
- (6) 齊藤金作訳「一九五六年ドイツ刑法総則草案理由書(下)」(『早稲田大学比較法研究所紀要第五号』一九五九年、四四九

頁以下)。以下、「理由書(下)」と略す。

- (7) 齊藤訳、前掲「理由書(下)」四四九、四五〇頁。
- (8) 齊藤訳、前掲「理由書(下)」四五〇頁。
- (9) 齊藤訳、前掲「理由書(下)」四五四頁。
- (10) 前掲、法務資料四二四号、一二一―一二三頁。
- (11) 前掲、法務資料四二四号、一〇二頁、一〇三頁。
- (12) Dreher/Tröndle, Strafgesetzbuch und Nebengesetze (45. Aufl. 1991), S. 650.
- (13) Jescheck, Lehrbuch des Strafrechts Allgemeiner Teil 4. Aufl., 1988, S. 815f.
- (14) Dreher/Tröndle, a.a.O.S. 642.

四 我が国の公訴時効の中断と停止の規定の変遷

(一) ここで、わが国の公訴時効の中断と停止の規定の変遷を見てみることにしよう。明治以降の近代法制の中で、わが国の公訴時効制度は、一八八〇年(明治一三)に公布された治罪法以来、刑事訴訟法の中にその規定が置かれている。治罪法はフランス刑事訴訟法の影響を受けたもので、公訴時効制度はもろろんその中に規定されており(なお、この時、「時効」という文言は用いられておらず、「期満免除」という文言が当てられていた)、しかも、一八〇八年フランス刑事訴訟法から読み取れる公訴時効の中断についてもその影響から、治罪法でその規定を設けているのである。しかし公訴時効の停止については、フランス法で法定されていないためか、この治罪法の中にはその規定は置かれていない。そこで、治罪法に置かれた中断規定を見ることにする。¹⁾

〔明治一三年治罪法〕

第一四条

① 期滿免除ハ刑事裁判所ニ於テ檢察官若クハ民事原告人ヨリ起訴ノ手續ヲ為シ又予審若クハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期限ノ經過ヲ中断ス其未タ發覺セサル正犯從犯及ヒ民事担当者ニ付テモ亦同ジ

② 期滿免除ノ期限ノ經過ヲ中断シタル時ハ起訴予審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期限ヲ起算ス但前
後ノ日数ヲ通算シテ第十一条ニ定メタル期限ノ二倍ヲ超過ス可カラス

第一五条

起訴予審又ハ公判ノ手續其規則ニ背キタルニ因リ無効ニ属スル時ハ期滿免除ノ期限ノ經過ヲ中断スルノ効ナカル可シ但裁判官ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ属スル時ハ此限ニ在ラス

さて、一八〇八年フランス刑事訴訟法の影響を受けた治罪法の公訴時効制度も、こと中断の規定に関しては、わが国の治罪法の規定の方が整備されているように見受けられる。というのも、フランス法ではその規定に「中断」という文言そのものは存在せず、公訴時効期間の条文の中に中断にあたる制度を盛り込んで規定していたが、わが国の治罪法は中断の規定を独立のものとして置いているからである。しかも、一四条二項但書で、中断の最高限度を規定しており、法定の時効期間の二倍を越えてはならないとしている点は、フランス法には存在しない制度で、わが国の治罪法の方がより進んだ規定を有していることになる。

ところで、治罪法が公訴時効の中断規定を置いたのは、起訴があつて被告人が訴訟の上にあがっているときに時効が完成したのでは、犯罪を不問に付すことになってしまい、社会が危害を受ける恐れがあることになり、中断を置くことによって社会の権利を容易に失わせることのないようにすることからだと説明されている^②。また、一方で中断に

説

最高限度を設けた理由として、起訴手続を繰り返すことで公訴権を永遠に保持することができ、そうなれば被告人は大きな不利益をこうむる事になるので、あくまでこの最高限度の規定を設けたのは被告人の保護を目的としたものと述べられている。^③

論

特筆すべきは一八八〇年治罪法が中断の最高限度を規定した点で、これは母法たるフランス刑事訴訟法にはなかったという事は述べたところだが、このことは西欧法を継受しつつあった当時のわが国の法制において、手本とするところの西欧法より一步先を進んでいたという評価を与えても過言ではないだろう。というのも、フランス法はその後も中断の最高限度を規定したことはなく、一方ドイツでも、ライヒ刑法典後、中断の繰り返して公訴時効にかからないという弊害が指摘され、時効の延長が議論されるようになったのは一九一三年草案ぐらいからだからである。すると、中断を繰り返すことにより公訴時効にかからないという弊害は当時西欧からは未だ伝えられていなかったと考えられ、治罪法の立法者はそうした弊害を想定しそれをすでに理解した上で、そうした規定を設けたと考えることもできよう。

こうした治罪法も、明治憲法の制定に伴い若干の修正を加え、一八九〇年(明治二三)に刑事訴訟法(旧旧刑事訴訟法、明治刑事訴訟法)が制定されることになるが、公訴時効規定については治罪法でのそれをほぼ踏襲する形となった。ただ、ここではじめてそれまでの「期滿免除」という文言をやめ「時効」という文言に変えた。この明治刑事訴訟法の中斷規定は次の通りである。^④

〔明治三三年刑事訴訟法〕

第一一条

① 時効ハ起訴、予審又ハ公判ノ手續アリタルニ因リ其期間ノ経過ヲ中断ス其末夕發覺セサル正犯、従犯及ヒ民事担当人ニ付テモ亦同シ

② 時効ノ経過ヲ中断シタルトキハ起訴、予審又ハ公判ノ手續ヲ止メタル日ヨリ更ニ其期間ヲ起算ス
第一二条

起訴、予審又ハ公判ノ手續其規定ニ背キタルニ因リ無効ニ属スルトキハ時効ノ経過ヲ中断スル効ナカル可シ
但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其手續ノ無効ニ属スルトキハ此限ニ在ラス

この明治刑事訴訟法の中斷規定の大筋は治罪法のそれとほぼ同じであるが、実は治罪法で取り入れられた、被告人の保護を目的とした画期的な規定とも言える中斷の最高限度を決めた規定が、明治刑事訴訟法では削除されてしまったのである。明治刑事訴訟法の中斷規定のほとんどが治罪法の規定を踏襲している中で、このことは実は大きな問題であり、これで西欧諸国より一步前進した時効規定を作った日本の時効制度がここで再び、西欧と並んでしまった、いや一步後退してしまつたような感のする出来事であつたように思える。当時の概説書には、法がこの中斷規定を置いた理由として、法定の中斷事由は全て公訴權の行使に外ならず、公訴權行使は社會が犯罪を忘却しないようにするためのものであつて、忘却が始まろうとするのは公訴權行使の時からでなければならぬと説明している^⑤。公訴權を行使することが犯罪の社會からの忘却を防ぐという効果があるといふこの主張を貫けば、もし時効完成間近に公訴權行使（つまり中斷）があればその時点で犯罪の社會忘却を阻止することになり、その後の中斷の時点時点でつねに社會忘却は止まってしまうから、時効が完成することなどありえないといふ結論に行き着くことになる。そうなれば、中斷の最高限度の規定を置くことはそうした考えと矛盾することになつてしまい、その規定を削除せざるを得ないと

説
いうことは容易に推測ができるのである。しかし、この最高限度を削除したといふことは、日本の公訴時効制度の發展

にとつては一旦マイナスの方向へ進んでしまつたと評価せざるを得ないであらう。

論

これと関連して、一一條二項の起訴・予審・公判の「手続ヲ止メタル日」より新たに時効期間の開始が始まるのであるが、どういふ場合に手続を止めたと言えるのが問題となつてこよう。なぜなら、この「手続ヲ止メタル日」をいつと解するかによつて、場合によつては中断後の時効の新たな進行が延々と妨げられることになり、それこそ永久に時効が完成しないという事にもなりかねないからである。明治刑事訴訟法が中断の最高限度を削除してしまつた以上、「手続ヲ止メタル日」といふのは、起訴、予審、公判の手続をとつたと同時に、つまり、中断が起きたと同時に新たに時効期間がスタートすると解するのが相当と思われ^⑤。

こうした明治刑事訴訟法も、大正時代になり、社会情勢の変化やドイツ法の影響から、一九二二年（大正一一）に改正され公布されることになつた（旧刑事訴訟法、大正刑事訴訟法）。公訴時効規定は、治罪法や明治刑事訴訟法で規定されていた第一編総則から、この大正刑事訴訟法では第二編第一章公訴へと移されることになつたが、本質的な変更がなされたわけではない。一般に、大正刑事訴訟法はドイツ法を範にして制定されたと言われているが、^⑥ こと時効の規定に関しては、もとの治罪法以来のフランス法の影響を受けた規定が生き続けているといふことが出来るであらう。そして、中断に関する規定も本質は明治刑事訴訟法の規定と変わらないが、ただ、フランス法にはなかつた公訴時効の停止という規定が、大正刑事訴訟法から取り入れられることになつた。この時効の停止という規定はドイツ法で法定されているもので、この点については公訴時効制度も一部はドイツ法の影響をここで受けたと評価してもよいであらう。そこで、大正刑事訴訟法の公訴時効の中断と停止の規定を掲げておくことにする。^⑦

「大正一一年刑事訴訟法」

第二八五条（公訴時効の中断）

① 時効ハ公訴ノ提起、公判若ハ予審ノ処分又ハ第二百五十五条ノ規定ニ依リ為シタル判事ノ処分ニ因リ中断ス
但シ其ノ手続規定ニ反シタル為無効ナルトキハ此限ニ在ラス

② 共犯ノ一人ニ対シテ為シタル手続ニ因ル時効ノ中断ハ他ノ共犯ニ対シ其ノ効力ヲ有ス

第二八六条（公訴時効の再進行）

時効ハ中断ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ進行ス

第二八七条（公訴時効の停止）

時効ハ第三百五条第一項第二号ノ規定ニ依リ予審手続ヲ中止シ又ハ第三百五十二条ノ規定ニ依リ公判手続ヲ停止シタル期間内ハ進行セス

さて、この大正刑事訴訟法における公訴時効の中断と停止の規定であるが、中断については明治刑事訴訟法の一条と一二条を再構成した形で二八五条と二八六条を置いているように思われる。ただ、大正刑事訴訟法はドイツ法の影響から、明治法では認めていた附帯犯の制度を認めず、公訴権を検察官に独占させ、弾劾式の起訴手続をとったため、二八五条二項の共犯者に対する時効の中断の効果がこの弾劾式の起訴手続と矛盾しないかが立法過程で議論された。^③一九二二年（大正一一）三月一日の刑事訴訟法案第七回衆議院特別調査委員会の席上、横山金太郎委員が、公訴時効の中断が共犯者に及ぶというのは弾劾式訴追手続の例外ととらえてよいのかという質問を行ったのに対し、山岡萬之助政府委員は例外ではないと答弁し、共犯は処断の際には正犯と不可分のものとして扱うことから、この趣旨を

時効にもあてはめ、時効によって処罰できないということも不可分に扱うために当該規定を置いたとの理由を述べている。この共犯に関する規定は、治罪法でも明治刑事訴訟法でもあったのだが、そもそもドイツ法では共犯に対しては中斷の効果が及ばないとされていた。大正刑事訴訟法は大枠をドイツ法で固めていたため、いざ時効規定についてはフランス法を模範にした規定の大筋を大正法で継承していたものだから、立法過程で前記のような疑問が生じたのであろう。また、中斷後の再進行についても、「中斷ノ事由ノ終了シタル時」と旧法よりはわかりやすい規定になっているが、これも前述の通り、中斷したと同時にその時点から新たな公訴時効期間が開始すると解するのが相当であろう。

ところで、この大正刑事訴訟法ははじめて、「時効の停止」に関する規定を法定した。フランス法では停止という制度は明文化されておらず、もっぱら判例がそれを認めてきたという形をとっていた。^⑩ドイツ法ではライヒ刑法典以来、時効停止の規定が置かれており、大正刑事訴訟法の公訴時効制度の規定の中で、この停止の規定はドイツ法の影響を強く受けたものであるととらえることができる。ライヒ刑法典での停止事由に法律の規定により刑事訴追を続行することができない場合があげられており、この一つの事由として刑事訴訟法の中で心神喪失状態があげられている。大正刑事訴訟法の停止事由は予審と公判の際の心神喪失状態としており、従って、大正刑事訴訟法もドイツのそうした規定をそのまま導入しようとしたものと考えられる。大正刑事訴訟法の法案理由書にも、停止規定を設けた理由として、被告人が心神喪失状態になったため予審や公判の手續が進行できなくなったときは時効を進行する理由はないと述べているのである。^⑪

このような大正刑事訴訟法における公訴時効の中斷と停止に関する規定は、大枠は旧法以来のフランス法の影響を

引継ぎ、新たに停止というドイツ法独自の規定を取り入れ、いわば独仏両法の規定を混合して、日本独自の中断と停止の規定を作り上げたものと評価してよいだろう。

(二) 第二次大戦後、新憲法の制定と並行して刑事訴訟法の改正作業が行われることになった。すなわち、大正刑事訴訟法から現行刑事訴訟法への移行である。この中で、公訴時効の中断と停止の規定はどのような過程を経て、現行の規定になったのであろうか。ここでは、その変遷を改正案に沿いながら見ていくことにする。

刑事訴訟法の改正作業は、一九四六年(昭和二一)二月のマッカーサー憲法草案に基づく「憲法改正草案要綱」(一九四六年三月)の枠組みの中で出された、刑事訴訟法改正要綱の作成作業を経て、司法省刑事局による刑事訴訟法草案づくりでできた「改正刑事訴訟法第一次案」(一九四六年八月)から「第九次案」(一九四七年一〇月)まであり、この「第九次案(十月草案)」が政府案として総司令部に提出され、総司令部から様々な勧告を受け、現行の刑事訴訟法が一九四八年(昭和二三)七月に成立し、翌年から施行されるに至ったのである。¹²⁾

こうした刑事訴訟法改正作業の中で、具体的に公訴時効の中断と停止についての規定が議論の場に登場したのが「改正刑事訴訟法第一次案」である。この「第一次案」の規定は次の通りである。¹³⁾

〔昭和二十一年八月第一次案〕

(公訴) 第八条(二八五)(修正) 時効は、公訴の提起、公判の処分又は第〇〇条の規定による判事の処分(検事の強制処分に対する判事の承認)によって中断される。但し、その手続が規定に違反したため無効であるときはこの限りではない。

共犯者の一人に対して行った手続による時効の中断は、他の共犯に対してもその効力を有する。

(註) 起訴強制手続に関する裁判所の処分にも時効中断の効力を認めることはどうか。

(公訴) 第九条(二八六) 時効は中断の理由が終った時から更に進行する。

(公訴) 第十条(二八七)(修正) 時効は(公)第三十二条の規定によって公判手続を停止した期間内は進行しない。

この第一次案の規定は大正刑事訴訟法のそれを踏襲したもので、内容的に変化した所は見当らない。ただ、(公訴)第八条(註)にある起訴強制手続に関する裁判所の処分にも中断を認めてはどうかということが今後の検討課題となった。しかし、この後、第二次案から第五次案まで、公訴時効の中断と停止に関する規定についての議論は持ち上がることなく、第一次案で出された規定がそのまま受け継がれていくことになる¹⁴⁾。この第一次案の規定が次に変化するのには「第六次案」(一九四七年三月)で、この規定を次に掲げておく。¹⁵⁾

〔昭和二年三月第六次案〕

第三百二十七条 時効は当該事件についてした公訴の提起又は裁判所若しくは裁判官の処分によって中断される。

但し、その手続が規定に違反したため無効であるときは、この限りでない。

共犯の一人に対してした手続による時効の中断は、他の共犯に対してその効力を有する。

第三百二十八条 時効は中断の事由が結った時から更に進行する。

第三百二十九条 時効は、第三百八十三条の規定により公判手続を停止した期間内は進行しない。

さて、六次案と一次案の違いは、特に中断事由について、第一次案が裁判所の処分が公判での処分と検事の強制処分に対する判事の承認に限られていたのに対して、この第六次案では「裁判所若しくは裁判官の処分」と一次案のよ

うな限定がなくなってしまう、中断事由が広い範囲で認められるようになった点であろう。これは一次案の（註）で指摘されたことをそのまま六次案に盛り込んだものと考えられる。なお、停止事由については、一次案六次案とも被告人の心神喪失状態を想定しており、これは大正刑事訴訟法の停止事由をそのまま引き継いだ形となっている。

こうした六次案のあと、七次案から九次案まで改正案が作られるが、七次案、八次案とも、公訴時効の中断と停止に関する規定は変化することがなかったようである。¹⁶⁾ なお、日本政府は六次案をもとに新刑事訴訟法を制定し、新憲法の施行に間に合わせたいと考えていたのだが、総司令部との関係で間に合わず、憲法施行に伴う応急的な措置として「刑訴応急措置法」が一九四七年（昭和二二）五月に施行されることになったが、この法律の中には公訴時効に関する規定は盛り込まれていなかった。その後こうした改正案も『第九次案（十月草案）』が最終案となり、第二次政府案として一九四七年（昭和二二）一〇月に総司令部に提出されることになった。この十月草案における中断と停止の規定は、六次案でのそれと同一のものであるが、一応次に掲げておくことにする。¹⁸⁾

〔昭和二年一〇月第九次案（一〇月草案）〕

第二百二十六条 時効は当該事件についてした公訴の提起又は裁判所若しくは裁判官の処分によって中断される。

但し、その手続が規定に違反したため無効であるときは、この限りでない。

共犯の一人に対してした手続による時効の中断は、他の共犯に対してその効力を有する。

第二百二十七条 時効は中断の事由が終った時から更に進行する。

第二百二十八条 時効は、第二百七十六条の規定により公判手続を停止した期間内は進行しない。

このように一次案から十月草案まで、公訴時効の中断と停止の規定を見てみると、日本政府側は根本的には大正刑

事訴訟法の規定をほぼ踏襲した形で、改正する刑事訴訟法にも盛り込もうとしているのがわかる。ところが、現行刑事訴訟法は公訴時効の中断という制度を捨て停止を導入している。政府側の意見がそのまま受け入れられていれば、現行法のような規定にはならず、旧法の規定つまり中断と停止の併用という形になっていたはずだが、十月草案を総司令部に提出した時に、大どんでん返しが起きたのであった。

十月草案に対し総司令部は、各条文毎に検討した結果を意見や疑問として日本側に提示し、これについて日本側が意見を述べるといった準備作業を経て、刑訴改正協議会が一九四八年（昭和二三）四月から開催された。協議は総司令部が提出した勧告であるプロブレムシートに従って進められていった。¹⁹⁾

そして、このプロブレムシートの中で、総司令部は突如として、草案の公訴時効の中断と停止についての草案規定を改めるように勧告してきたのである。というのも、時効関係の勧告はプロブレムシートの六十五問にあるのだが、本来、この六十五問は公判期日における訴訟手続等を議論しているものであり、時効の話は出ていなかった。ところが、公訴時効に関する点については協議会終了後に六十五問の後半として急に日本政府に手渡されたものだったからである。²⁰⁾ それでは、このプロブレムシートの六十五問に出てくる公訴時効関連の勧告を見ることにする。²¹⁾

「総司令部のプロブレムシート」

第六十五問（後半）

- 一、適切な公訴時効期間満了前になされた公訴の提起は、公訴時効の進行を停止すべきである。
- 二、もし犯人が日本から逃亡し、あるいは犯人自身が逃げ隠れしているために公文書が彼自身のもとへ送達できなかった場合は、国外にいる期間又は逃げ隠れしている期間は公訴時効期間の計算に含まないようにすべきで

ある。

三、もし起訴状の謄本の送達が起訴状の発布の後六十日以内になされない場合は、起訴状はさかのぼってその効力を失わせるべきである。

(脚注一) 参照は三項のために一項の中になされるべきである。

(脚注二) 日本から逃亡しあるいは逃げ隠れしているために送達できないことの証明に関する必要条件是最高裁判所の規則によって規定されるべきである。

総司令部が協議会終了後に突如として出してきた公訴時効に関する勧告は上記の通りであるが、その一項で公訴提起により時効を停止させるべしとする勧告は、大正刑事訴訟法をはじめ改正案のそれぞれの段階で公訴提起が中断事由となっていた点を根本的に改めようとしておられる。しかも、大正法や改正案は公訴提起だけでなくその他にもいくつか中断事由を法定していたが、勧告は他の事由を認めず、原則として公訴提起だけを停止の事由にしているように読み取れる。結局この勧告通り、現行法は二五四条で公訴の提起によって時効の進行が停止する旨の規定を置いたのである。また、大正法や各改正案には全く出てこなかった第二項の勧告についても、現行法はそのまま受け入れ二五五条として規定したのである²²⁾。ともかく、総司令部のこうした勧告によって、公訴時効の中断と停止の規定は、大正法を受け継いだ十月草案の規定と全く異なる形で現行法に規定されることになったのである。

この時、総司令部がなぜ急に中断を廃して停止の制度を導入しようとしたのかは、プロブレムシートからは明らかではないが、その後に出された現行刑事訴訟法の提案理由書の中に中断から停止へ変えた理由が述べられている²³⁾。それによれば、大正法のように公判の処分や判事の処分で時効の中断を認めると、これらの処分により繰り返し時効は

中断され被告人に不利益であるのみでなく、手続も煩雑なため、中断の観念を廃して、公訴提起によりその進行を停止するものとしたと説明している。そして、中断の観念を廃した結果、犯人が国外にいたり国内で逃げ隠れているため起訴状の謄本が送達できないことで、その間に公訴時効が完成し公訴提起が不可能になることを防ぐために、二五五条を置いたとも述べている。こうした提案理由書の説明は、おそらくは総司令部側の考えていた理由をそのまま取り入れたものにとらえてよいであろう。というのも、日本側は勧告直前までは大正刑事訴訟法の規定を受け継いでものしか念頭に置いていなかったことはこれまでの考察で明らかであり、現行法で勧告通りの規定に改めたからといって、その理由まで日本側が用意するような時間的余裕はどうみてもないように思われ、そうであれば、提案理由書に出てくる説明は総司令部側の意向がそのまま反映されているととらえるのが素直だからである。

(三) 以上見てきたように、わが国の公訴時効の中断と停止の規定は、フランス法の制度に範を求めた治罪法の規定をベースにして、大正刑事訴訟法ではドイツ法の規定を取り入れ、独仏両法の規定を取り混ぜて我が国流の中断と停止の規定を作り上げてきたという歴史を持っている。そして、戦後の刑事訴訟法改正作業の末、こうした旧法の制度は改められ公訴時効の停止だけを規定することになった。

現行の公訴時効停止の規定は、戦後の改正作業の最後の段階で総司令部側からの勧告により突如として採用されたものといえる。この中断を廃して停止を取り入れたという点について、前述の提案理由書をはじめ、その後のコメントナル等を見ても、中断はそれまで進行した期間を全てご破算にするため、はなはだ被告人には不利益だということから、停止を採用したのだという説明がなされてある²⁴⁾。つまり、中断より停止の方が被告人にとっては有利な制度であるがゆえ、現行法は公訴時効の停止の規定を置いているのだというのである。

さて、このような被告人に有利だから中断をやめて停止を取ったという説明だけで、この問題を解決してよいのだろうか。実際問題として、桐生ロックアウト事件²⁸⁾で、停止ではなく中断という制度が生きていたため、公訴時効が完成したという例もあり、この例では明らかに、停止より中断の方が被告人にとって有利な制度だと言えるのである。とすれば、改正作業の最終段階で総司令部の勧告が出された時に、日本政府側も中断の方が有利な時もあるということに気付くべきだったと思うが、その時に何ら議論した様子もないことからすると、そうしたことに気付くこともなく停止規定をすんなり受け入れてしまったように思う。この事だけをとらえれば、総司令部の勧告により、何の抵抗もなく日本政府が中断を廃して停止を採用したという点はやはり、大きな問題を残したと評価せざるを得ない。というのも、停止は中断と違ってそれまで進行した期間をご破算にはしないものの、公訴提起がなされてしまえば、現行法の規定では、審理が継続している間は永遠に時効の進行が止まってしまい、法定の公訴時効期間より長い間審理が続いた場合など、被告人にとってでは中断より停止の方が有利な規定だとは決して言い切れないからである。

いずれにせよ、旧法から現行法へ移行した際に、公訴時効規定は中断を廃し停止という制度をとったわけで、この規定の仕方は旧法までの規定に影響を与えてきたフランス法やドイツ法にはなかったもので、日本独自の規定を現行法は生み出したととらえることができよう。

- (1) 我妻栄編『旧法令集』四六一頁。
- (2) 村田保『治罪法註釈 卷一』(明治一三年) 一五丁表。
- (3) 村田、前掲書、一五丁裏。

- (4) 前掲『旧法令集』四八〇頁。
- (5) 鶴見守義『刑事訴訟法講義』四二頁。
- (6) 岡田庄作『刑事訴訟法原論』(大正七年)四〇二頁にも、例えば勾留状発布の際、時効の中断は勾留状の効力がある間すなわち保釈や放免があるまで中断の効力があるとするのではなく、勾留状が発布された段階で新たな時効期間が進行すると述べている。
- (7) 石井良助『法制史』三二二頁。団藤重光『新刑事訴訟法綱要 七訂版』一五頁など。
- (8) 前掲『旧法令集』五〇五頁。
- (9) 『刑事訴訟法案衆議院貴族院委員會議録』(大正二年)六三九頁以下。
- (10) 前掲『フランス刑事法〔刑事訴訟法〕』一〇八頁、一一八頁。松尾浩也「公訴の時効」(『刑事訴訟法講座1』所収)一九九頁。
- (11) 『刑事訴訟法案理由書』(大正二年)一七七頁。
- (12) 現行刑事訴訟法の制定過程については、小田中聰樹『現代刑事訴訟法論』五四頁以下に詳しい。
- (13) 刑事訴訟法制定過程研究会「刑事訴訟法の制定過程(14)」(小田中聰樹執筆担当)『法学協会雑誌』九三卷五号一五一頁。
- (14) 「刑事訴訟法の制定過程(15)」(小田中執筆)『法学協会雑誌』九五卷八号、「刑事訴訟法の制定過程(16)」(小田中執筆)『法学協会雑誌』九五卷九号によれば、公訴時効の中断と停止に関する規定が第二次案から第五次案までの間で変化したという様子は全く見られない。
- (15) 「刑事訴訟法の制定過程(18)」(小田中執筆)『法学協会雑誌』九六卷一号八四頁。
- (16) 小田中、前掲書一〇〇頁以下。
- (17) 小田中、前掲書七九頁以下。
- (18) この十月草案の規定は、横井大三「新刑訴制定資料」『刑法雑誌』三卷三号三八頁掲載の参照条文によった。
- (19) 小田中、前掲書一〇五頁以下。
- (20) 横井、前掲資料三八頁。
- (21) なお、この六十五問については、横井、前掲資料三七頁所収の英文資料によった。

(22) 総司令部の勧告を受けてきた現行刑事訴訟法の公訴時効の停止規定は次の通りである。

〔昭和二三年刑事訴訟法〕

第二百五四条（公訴時効の停止）

① 時効は、当該事件についてした公訴の提起によってその進行を停止し、管轄違又公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、第二百七十一条第二項の規定により公訴の提起がその効力を失ったときは、この限りでない。

② 共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

第二百五五条（公訴時効の停止）

① 犯人が国外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達ができなかった場合には、時効は、その国外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

② 犯人が国外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達ができなかったことの証明に必要な時効は、裁判所の規則でこれを定める。

なお、この両条文はその後、昭和二八年の刑事訴訟法改正で若干の改正がなされ、現行法の規定となったのである。その改正点とは、二五四条一項但書を削除した点と、二五五条一項二項とも「起訴状の謄本の送達」の次に「若しくは略式命令の告知」を加えた点の二点である。この改正点のうち、前者の但書削除は、この改正により二七一条二項（起訴状謄本不送達の場合）の場合も公訴棄却となったため、その存在意義がなくなったので削除された。また、後者の「略式命令告知」の追加は、この改正で略式命令請求があった場合、通常手続に引き直されない限り、起訴状の送達かないのでこれを追加する必要が生じた。（小林『改正刑事訴訟法解説』昭和二八年、一三〇頁以下。）

(23) 法務庁検務局『改正刑事訴訟法提案理由書』（昭和二三年五月）四〇頁、四一頁。

(24) 宮下、前掲書一四六頁。前掲『大コンメンタール 刑事訴訟法 第四卷』二二二頁以下（吉田執筆）。前掲『基本法コンメンタール 第三版刑事訴訟法』二二五頁（森井執筆）。平場安治他編『注解 刑事訴訟法 中巻』二五二頁（鈴木茂嗣執筆）。青柳文雄他編『註釈刑事訴訟法（第二巻）』三七六頁（臼井滋夫執筆）など。

(25) 桐生ロックアウト事件とは、ロックアウトの合法性をめぐる一二年間争われてきた事件で、事実関係は次の通りである。昭和二十三年一月桐生市の工場経営者が労働者側と待遇改善や組合結成などをめぐり争いが起こり、経営者は労働者側が強硬手段に出ると予想し工場をロックアウトし閉鎖した。これに対し、労働者側は同年二月六日に工場の鍵をあけて建造物に侵入したということで起訴された。一審の前橋地裁は同年五月被告人全員（労働者側）に懲役六月の判決を下し、二審も昭和二十六年六月にこれを支持する判決を出した。被告人は上告したが、最高裁に事件が送られてから公訴時効の中断手続をしないという怠慢が起きたのである。つまり、本件の住居侵入罪の公訴時効期間は三年であり、又、この事件は昭和二十三年二月一九日に公訴が提起されているので、刑訴施行法により旧刑法の事件となるため、旧法の中断規定が適用されるのである。昭和二十六年六月一九日に二審判決が言い渡され、最高裁に記録が送られたのが昭和二十九年六月八日であり、三年間の時効完成の間近の同月一〇日に上告趣意書提出最終日の指定がなされたことにより、時効が中断した。しかし、その後最高裁はそれから三年後の昭和三十三年の二回目の時効期限を忘れてしまい、中断手続をとることを怠ったのである。結局、最高裁は公訴時効が完成しているとして、免訴判決を言い渡したのであった。（最判昭和三十五年六月九日刑集一四卷七号九五三頁以下、なおこの事件については、田宮裕「公訴時効についての二三の問題」ジュリスト二〇六号三〇頁以下に詳しい）

五 おわりに―迅速な裁判の保障と公訴時効制度の関連について―

(一) これまでの考察から、公訴時効の中断と停止について、フランス法が中断規定を創出し、それをドイツ法が受け入れ、ドイツ独自の制度を形成してきたことがわかる。そして、ドイツでは、時効の中断がそもそも被告人にとつては不利な制度のため、それを克服する意味で延長という制度を導入しようとした努力の跡が見受けられるし、現行のドイツ法は中断の最高限度を決めておりでしか中断によって公訴時効が永遠に完成しないことの弊害を除去しようとしてきた姿勢がうかがえる。また、ドイツ法ではフランス法が判例でしか認めていなかった停止についての規

定を法定し、より整備された中断と停止の規定を作り上げてきたように思う。

一方、わが国での公訴時効の中断と停止に関する規定の変遷を見てみると、これまでの考察で、最初は治罪法でフランス法の影響を受けた中断のみの規定を置いたが、大正法でドイツ法の影響を受けた停止規定を新設し、大正はフランス法を引継ぎ、ドイツ法を受け入れるといった、独仏両法の制度を混合してわが国独自の規定を作り上げた。戦後の現行法へ移行する際に、中断の規定を廃し停止のみにして、規定の外観をフランス、ドイツとは異なったものに、わが国独自の制度を創出したということがわかる。

フランスからドイツに入って独自の規定を作り上げてきた公訴時効の中断と停止の制度の変遷の中で、一貫した姿勢として取り上げることができるのは、中断を繰り返すことによって永遠に公訴時効にかからないという弊害をいかに克服しようとしてきたかという点である。中断の繰り返しが公訴時効の完成を永久的に阻んでしまうことは公訴時効制度そのものの存在意義を否定してしまうことになりかねない。公訴時効制度は犯罪者にとっては有利な制度であることには違いないわけで、中断の繰り返しによる時効完成の永久阻止を防ぐようその規定を変遷させてきたというのは、結局は被告人に不利にならないようにするために行われてきたものと解してなんら差し支えがないであろう。そうであるならば、わが国も、もとはフランスやドイツの影響を受けた中断と停止の規定を置いたわけで、被告人に不利にならないように中断や停止の規定を考えるという根本精神も日本は受け継いできているととらえるのが素直であるように思える。しかも、現行法に改正されるときに、総司令部の勧告を受け入れて中断をやめて停止にしたのも、中断では永久に公訴時効の完成を阻んでしまうおそれがあるから停止の方が被告人にとっては有利になると判断されたからである。ここでは、アメリカ中心の総司令部の影響を受けているとはいえ、被告人に不利にならないよう

にするために中断や停止の規定を考えようというドイツの姿勢は受け継がれているように思う。

結局、治罪法から現行法に至るまでのわが国の公訴時効の中断と停止の規定の変遷を見てきた際、その根底には、つねに被告人に不利益にならないように中断と停止の規定を考えているという姿勢が貫かれているのである。とりわけ、現行法で中断から停止に変わったのは、その最たるもので、その底流には被告人に不利にならないようにという精神が脈々と流れていたことは間違いないように思う。

(一)とところで、公訴時効制度が何故現行法の中に存在するかという点について、つまり、公訴時効の法的性格をどうとらえるのかという事について、私はこれまで、従来の競合説と新訴訟法説の考え方を総合的に判断してとらえるという考え方を提唱してきた^①。すなわち、現行法が公訴時効規定を規定している理由は、時の経過によって生じた事実状態の尊重、つまり犯罪の社会的影響の微弱化ゆえ刑罰を科す必要も微弱化してしまい、又それに付け加えて、時の経過と共に有罪無罪の証拠が散逸し事実認定を困難ならしめ、さらには一定期間訴追されていないという犯人側の事実状態を重視して国家がもはや訴追権を發動しないという犯人の利益のための制度という観点をも包含しているという点にあると考えるのである。

こうした公訴時効の存在意義は、現行の停止制度によっても貫徹されているのだろうか。現行法の時効停止規定は公訴提起によって時効の時間の進行を止めてしまうという効果をもたらす。しかし、停止により時効の進行を止めたとしても、犯罪の社会的影響の微弱化や証拠の散逸といった現実の問題は時間の進行とともにより進んでいく。また、被告人の側から公訴時効をとらえ、被告人に有利な制度だと考えれば、停止は被告人にとって不利となることは間違いない。従って、時効停止の制度は公訴時効の存在意義とはどうしても矛盾してしまうことになり、現行法が停

止制度を置いたのは、公訴時効制度の存在意義の例外として認めたとの解さざるを得ない。そして、停止が例外的な措置であると考えれば、できるだけ停止期間を限定して運用するのが相当であるのだが、現行法はその期間については、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定したまでは停止期間は続行される旨を規定している（刑事訴訟法二五四条一項）。つまり、管轄違や公訴棄却の裁判の確定があるまでは、無制限に停止の期間は続くことになるのである。そうなれば、公判が継続される限りほぼ永遠に公訴時効は完成しないというおそれが生じ、公訴時効制度そのものを否定する結果になりかねない。

現行法が公訴時効制度を認めている以上、その公訴時効制度の趣旨を滅却させかねない停止制度については公訴時効の例外としてとらえ、そして、例外であるがゆえにできるだけ停止期間を限定して運用するという方法がとれないかという問題に辿り着くのである。

(三) 日本国憲法三七条一項の「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」という規定は、憲法が被告人に迅速な裁判を受ける権利を保障していることを意味している。そもそも、憲法がこの規定を置いた趣旨というのは、被告人という不安定な地位にいつまでも置いておくことは、様々な面で大きな不利益を伴うということからきている。例えば、被告人は公判への出頭義務をはじめ物理的にも心情的にも大きな負担を負い、しかも身柄が拘束されていればなおさらその負担は大きなものとなる。そして、無罪かもしれない被告人にとって、時間が経過すればするほど、無罪の主張は困難なものとなり、誤判問題にまで発展するといふことにもなりかねないのである。^②

こうした迅速な裁判を保障した憲法三七条一項の規定は、一九七二年（昭和四七）の高田事件最高裁判決で、単

説

なるプログラム規定ではなく、具体的な救済規定であると判断されたことは周知の通りである。ここでは、公正な裁判を確保するのに必要な期間を越えて不当に遅延し、長期化した裁判は、憲法に規定する迅速な裁判の保障を侵害していると解されているのである。こうした迅速な裁判の保障を害するような、長期裁判を可能ならしめているものは、この保障に反した場合を対処するための具体的な明文規定が刑事訴訟法に規定されていないということと同時に、公訴時効が公訴提起によって停止してしまうということをおげることができよう。

論

そもそも、公訴時効の存在意義の自説である競合説と新訴訟法説を総合的にとらえる考え方にたてば、その中には競合説の一翼を担う実法的な考え方も含まれており、それを取り出して考えると、刑事訴訟法二五〇条に規定された六区分の時効期間というものは、各期間がそれだけ経てば、犯罪の軽重にあわせて社会的影響も微弱化し、犯罪の処罰を必要としなくなる時間の幅であることとらえることができる。そして、時効期間の時間の進行は、公訴提起によって法律上は停止したとしても、事実上は裁判中も時間の進行によって犯罪の社会的影響の微弱化という効果は進行することは間違いない。例えば、犯罪の社会的影響は公訴提起で一旦は回復するかもしれないが、その時点からまた微弱化していくのである。また、証拠の散逸という別の観点を取り出してみても、公訴提起によって証拠保全等はなされていくであろうが、いくら保全してもそれには物理的限界は否定できず、公訴提起後の時間の経過によって有罪無罪いずれの証拠も散逸してしまう可能性をはらんでいるのである。こうしてみると、公訴時効の停止は永久的に認められるのではなく、憲法の規定する迅速な裁判の保障の範囲内で、時効の停止は考えられなければならないように思う。

それでは迅速な裁判の保障の範囲内で認められる公訴時効の停止期間はどうかということ、それはまさしく刑事訴訟

法に法定された公訴時効期間にはかならないのである。裏返せば、法定の公訴時効期間を過ぎるような長期に渡る刑事手続というものは、憲法の規定する迅速な裁判の保障に違反することになるのである。なぜなら、公訴時効制度は、処罰されるかどうかという不安定な地位を解消するという被告人には有利な制度であり、法定の公訴時効期間が経過してまで訴訟を継続することは被告人にとってあまりにも苛酷であり、しかも、そうしたことを認めてしまうと、永久に公訴時効は完成しないという事にもなりかねず、公訴時効制度を置いた趣旨を没却しかねないし、公訴時効制度そのものを否定しかねないということになるからである。

現行法は旧法の中断を廃して停止にしたわけだが、その理由も中断より停止の方が被告人にとって有利だという理由が前面に出ている。しかし、裁判が長期化すればするほど、中断より停止の方が被告人にとっては不利になってしまう。停止の方が有利だから停止に変えたというのなら、どのような場合においても中断より停止の方が有利である道を開いておくべきである。こうした事態を打開するためにも、公訴時効停止の規定に迅速な裁判の保障を積極的に援用すべきであろう。

具体的には、公訴提起によって公訴時効は停止するが、その停止も公判継続中は永久に停止するのではなく、停止の時点から法定の公訴時効期間の間だけ停止するとすべきで、法定の公訴時効期間を過ぎるような公判手続は、迅速な裁判の保障に違反するものとしてとらえるのが相当である。従って、公訴提起による公訴時効の停止された公判手続が長期化し、その手続の期間だけで法定の公訴時効期間を経過した場合には、公訴時効が完成したものとみなして、刑事訴訟法三三七条四号で免訴にすべきである^①と考える。

結局、迅速な裁判の保障に反した場合を対処するための具体的な明文規定が刑事訴訟法に規定されていないという

命題については、迅速な裁判の保障を公訴時効停止の規定に援用し、時効完成に伴う免訴という方法で解決できるのではないだろうか。そして、そうすることによって、公訴時効の停止で公訴時効がいつまでも完成しないという弊害を除去することができ、真の意味で中断より停止の方が被告人にとって有利な規定であると言いうことができるようになるのである。

論

- (1) 前掲拙稿「公訴時効―歴史的考察を中心として―」一五一頁以下。
 - (2) 田宮裕『刑事訴訟法』二三五頁。
 - (3) 最(大)判昭和四七年二月二〇日刑集二六卷一〇号六三二頁以下。村井敏邦「迅速な裁判」刑事訴訟法判例百選(第六版)一一四頁。三井誠「迅速な裁判」刑事訴訟法判例百選(第五版)一二六頁。
 - (4) 迅速な裁判違反を解決するのに公訴時効完成による免訴を準用する考え方は高田事件の第一審名古屋地裁判決でとられているが、この判決では時効停止との関係にはふれていない。なお、荒木伸恰『迅速な裁判を受ける権利』(三三六頁以下)が、公訴時効制度と迅速な裁判を受ける権利の保障の異同について詳細に検討している。荒木教授によれば、迅速な裁判を受ける権利が被告人の権利として憲法上保障されているのに対して、公訴時効制度は法律上の制度にすぎないとして、両者が矛盾し両立し難い場合は当然に、迅速な裁判を受ける権利の保障が優先すると考えておられる(同書、三四〇頁)。
- ただ、同書では荒木教授も、私が本稿の冒頭で述べた公訴時効の停止が長期裁判を可能足らしめている旨の指摘については触れておられないように思える。